

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和3年11月1日 至 令和4年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 慧山会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 埼玉県上尾市本町一丁目3番16号
- (3) 設立認可年月日 平成18年3月15日
- (4) 設立登記年月日 平成18年3月27日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	山口 純一	医療法人慧山会 上尾脳神経外科クリニック 管理者
理事	山口 美奈子	
同	上西 遥	
同	山口 光	
監事	山口 とし子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 慧山会	埼玉県上尾市本町 1-3-16	一般病床 0床
	上尾脳神経外科クリニック		療養病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年12月25日 令和2年度決算の決定、理事、監事の選任

令和4年10月31日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3-2

法人名 医療法人慧山会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県上尾市本町一丁目3番16号

貸借対照表

(令和 4年 10月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	57,787	I 流動負債	12,503
II 固定資産	36,154	II 固定負債	36,264
1 有形固定資産	1,332	負債合計	48,767
2 その他資産	34,821	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	16,000
		II 積立金	29,175
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	45,175
資産合計	93,942	負債・純資産合計	93,942

(注) 1. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。



様式 2

法人名 医療法人慧山会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県上尾市本町一丁目3番16号

財 産 目 録  
(令和 4年 10月 31日現在)

1. 資 産 額	93,942 千円
2. 負 債 額	48,767 千円
3. 純 資 産 額	45,175 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	57,787
B 固 定 資 産	36,154
C 資 産 合 計 (A+B)	93,942
D 負 債 合 計	48,767
E 純 資 産 (C-D)	45,175

- (注) 1. 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。  
2. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人鷺山会

所在地 埼玉県上尾市本町一丁目3番16号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 慧山会

理事長 山口 純一 殿

私は、医療法人慧山会の令和3会計年度（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 4年12月25日

医療法人慧山会

監事 山口 とし子 ㊞